

令和 2 年 7 月 1 日現在

機関番号：12604

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04610

研究課題名（和文）首都圏の学校における原発事故の影響と課題についての調査研究

研究課題名（英文）Research Study on the Impact and Problems of Nuclear Power Plant Accident in Schools in the Metropolitan Area

研究代表者

大森 直樹（OMORI, Naoki）

東京学芸大学・特別支援教育・教育臨床サポートセンター・教授

研究者番号：50251567

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、国民教育文化総合研究所が提起した原発被災校の概念を手がかりとして、首都圏の学校における福島第一原子力発電所事故の影響と課題を考察した。研究の主な成果は二つある。第一は、首都圏における原発被災校の拡がり茨城・千葉・栃木・群馬・埼玉県下の1,241校（在籍児童生徒447,897人）に及ぶことを明らかにしたこと（2014年度時点）。第二は、原発被災校における教育実践記録の収集と分析から、児童生徒が原発事故の被害の事実を認識して自分で放射線から身を守れるようになることが首都圏の原発被災校における課題であることを確認したことである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従前の学校施設被害の概念では首都圏における原発事故被害の事実が十分に補足されてこなかった。本研究では、環境省の汚染状況重点調査地域の指定が群馬・栃木・茨城・千葉・埼玉に及んでいる事実をふまえて、国民教育文化総合研究所が提起した原発被災校の概念を手がかりとして、首都圏の原発被災校1,241校を悉皆把握し、首都圏の原発被災校における教職員・児童生徒・保護者の課題を整理するための基本データを整備した。

研究成果の概要（英文）：In this study, we examined the impact and problems of the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Accident in schools in the Tokyo metropolitan area, based on the concept of the 'nuclear power plant disaster-affected school' by the Institute for Global Education and Culture. The main results of the research are as follows. First, we were able to confirm 1,241 schools (including 447,897 children and students) in the Ibaraki, Chiba, Tochigi, Gunma, and Saitama prefectures as the nuclear power plant disaster-affected school in the Tokyo metropolitan area in 2014. Secondly, from the collection and analysis of educational practice records of the nuclear power plant disaster-affected schools in the Tokyo metropolitan area, it is difficult for children and students to protect themselves from radiation because it is not possible to recognize the actual state of the damage caused by the nuclear power plant accident.

研究分野：教育学

キーワード：原発被災校 東日本大震災 原発事故 学校 汚染状況重点調査地域

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2011年5月27日、文部科学省は「校庭・園庭における土壌に関して児童生徒等の受ける線量の低減策を講じる設置者」に対して、「学校施設の災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行うこと」(「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」)を決定し公表した。ここで言う「線量」とは、東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故により学校の校庭に飛散した放射性物質が発する線量のことである。だが、文部科学省(2012)は、「学校施設の災害復旧」に関して、東日本大震災による学校施設被害が24都道府県6,484校に及ぶとしているものの、その中の何校が原発事故によるものかを明らかにしていない。また、青木栄一(2015)は、「東日本大震災の後」の教育を論じるにあたり、内閣府『復旧・復興ハンドブック』における「復旧」の定義を参照したうえで、「公立学校の被害」を岩手437校・宮城762校・福島632校と把握し、「震災後3年ほどでほとんどの学校施設は復旧した」としている。両者に共通するのは、学校における放射能汚染等の長期にわたる原発事故被害について十分な意識が払われていない点である。

こうした問題意識から、申請者が関わった国民教育文化総合研究所「東日本大震災・原発災害と学校」研究委員会(2014-2015年度)(以下、震災研)では、岩手・宮城・福島の東北3県を対象に「地震・津波等被災校」と「原発被災校A」で構成される「3・11被災校」を定義し(下表参照)東日本における多くの学校が地震・津波・原発事故によって複合的かつ甚大な被害を受けた事実の解明を行い、それらの学校における課題の解明に着手してきた(国民教育文化総合研究所2016)。

その結果、東北3県の「3・11被災校」は2011年度1,523校、2014年度1,103校におよび、その内数として「原発被災校A」は2011年度1,053校、2014年度982校(岩手112校・宮城169校・福島701校、福島の朝鮮学校1校を含む)であることを明らかにしてきた。ただし、震災研の研究においても、東北3県の外にひろがる学校の原発事故被害については明らかにしていない。

3・11被災校	
地震・津波等被災校	原発被災校 A
児童生徒の死亡・行方不明	原子力災害対策本部による警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域
教職員の死亡・行方不明	文科省原子力損害賠償審査会による自主的避難等対象区域
避難場所、他校再開場所等	子ども被災者支援法による支援対象地域
校舎損壊に伴う他校間借等	環境省の汚染状況重点調査地域

(地震・津波等被災校は ~、原発被災校Aは ~ のそれぞれ1つ以上該当することが条件)

2. 研究の目的

首都圏の学校における東京電力福島第一原子力発電所事故の影響と課題を明らかにすることが本研究の目的である。首都圏の学校における東北地方太平洋沖地震と原発事故の影響に関しては、文部科学省(2012)と青木栄一(2015)が学校施設被害の概念により24都道府県の該当校数を解明しているが、従前の学校施設被害の概念では原発事故被害の一部しか捕捉できていない。

そこで本研究では、環境省の汚染状況重点調査地域(年1ミリシーベルト以上の地域を含む市町村)の指定が群馬・栃木・茨城・千葉・埼玉に及んでいる事実をふまえて、国民教育文化総合研究所(2016)が提起した「原発被災校A」の概念を手がかりとして、首都圏の「原発被災校A」を悉皆で把握し、ウクライナの学校における原発事故被害への対応の調査もふまえて、3・11後の学校の課題を明確にしていく。

3. 研究の方法

本研究では、「原発被災校A」を手がかりとして首都圏における「原発被災校A」を学校統廃合や児童生徒数の推移等の動態も含めて学校ごとに特定し、あわせて「原発被災校A」の課題を明らかにすることを、以下の方法で年度ごとに行った。

【平成29年度】

(1-1)群馬県・茨城県・千葉県の学校調査

学校調査にあたり、基礎資料として2010~2017年度の群馬・茨城・千葉3県の学校数および学校別児童生徒数の一覧を作成した。そのうえで、2010~2017年度のこれら3県における「原発被災校A」の特定を行った。

(2-1)自治体・教職員・保護者の調査

学校調査をふまえ、自治体・教職員・保護者による原発事故下における首都圏の児童生徒を対象とする諸事業の調査を行った。ヒアリング調査と文献調査。

【平成 30 年度】

(1-2) 群馬県・茨城県・千葉県为学校調査

学校調査にあたり、基礎資料として 2010～2017 年度の栃木・埼玉 2 県の学校数および学校別児童生徒数の一覧を作成した。そのうえで、2010～2017 年度のこれら 2 県における「原発被災校 A」の特定を行った。

(2-2) 自治体・教職員・保護者の調査

学校調査をふまえ、自治体・教職員・保護者による原発事故下における首都圏の児童生徒を対象とする諸事業の調査を行った。ヒアリング調査と文献調査。

(3-1) ウクライナの調査(計画)

チェルノブイリ法によるウクライナの学校施策について文献調査を行い、研究協力者から最新事情の提供を受けて調査計画を立案した。

【平成 31 年度】

(1-3) 学校調査のまとめ

上記の学校調査をふまえ首都圏における「原発被災校 A」の全体について整理を行った。

(2-3) 自治体・教職員・保護者の調査

学校調査とウクライナ調査から得られた知見をふまえ、自治体・教職員・保護者による原発事故下における首都圏の児童生徒を対象とする諸事業の調査を行った。ヒアリング調査と文献調査。

(3-2) ウクライナの調査(実施)

チェルノブイリ法の下にあるウクライナでは、「移住権利ゾーン(第 3 ゾーン)」「(年 1 ミリシーベルト以上)において国が移住の権利を認めていること等をふまえ、学校の調査を行った。

4. 研究成果

【平成 29 年度】

首都圏の「原発被災校」の特定については、環境省の汚染状況重点地域の指定が群馬・栃木・茨城・千葉・埼玉 5 県に及んでいる事実をふまえ、国民文化総合研究所(2016)が提起した「原発被災校 A」の概念を手がかりとして、2010～2017 年度の群馬・茨城・千葉 3 県における学校数および学校別児童生徒数の一覧の作成を行い(2017 年度群馬 569 校・茨城 837 校・千葉 1346 校)、2010～2017 年度の群馬・茨城・千葉における「原発被災校 A」を明らかにした(2017 年度群馬 160 校・茨城 428 校・千葉 342 校)。

首都圏の「原発被災校」の課題については、保護者を中心として原発事故後における子育ての諸課題に関して取り組みを重ねてきた「放射能から子どもを守ろう関東ネット」(2012 年 12 月発足)や「関東子ども健康調査支援基金」(2013 年 9 月発足)へのヒアリング調査を行い、学校における空間線量の測定、学校における土壌汚染の測定、野外活動の制限、学校給食の安全、原発事故後の児童生徒の健康診断などの諸課題について手がかりを得た。

【平成 30 年度】

首都圏の「原発被災校」の特定については、環境省の汚染状況重点地域の指定が群馬・栃木・茨城・千葉・埼玉 5 県に及んでいる事実をふまえ、国民文化総合研究所(2016)が提起した「原発被災校 A」の概念を手がかりとして、2010～2017 年度の栃木・埼玉 2 県における学校数および学校別児童生徒数の一覧の作成を行い、2010～2017 年度の栃木・埼玉における「原発被災校 A」を明らかにし(2017 年度栃木 226 校・埼玉 44 校)、前年度の調査とあわせて、2010～2017 年度の首都圏の「原発被災校 A」の総数を明らかにした(2017 年度 1,200 校)。

首都圏の「原発被災校」の課題については、保護者を中心として原発事故後における子育ての諸課題に関して取り組みを重ねてきた「関東子ども健康調査支援基金」(2013 年 9 月発足)及び、関係者へのヒアリング調査等を行い、2013 年 10 月以降、「関東子ども健康調査支援基金」の主催による甲状腺エコー検査が首都圏の 24 地域(内 18 地域が「原発被災校 A」の所在地域)で実施されており、それらが、原発事故後における子どもの健康調査を求めてきた保護者の要望に応じていることを明らかにした。

以上の研究実績については、講演会(11 月 29 日)及び、ポスター展示会(12 月 16 日)を開催して広く教育界への公表にもつとめた。

【平成 31 年度】

首都圏の「原発被災校」の特定に関しては、国民文化総合研究所(2016)が 2014 年度の東北 3 県に「原発被災校 A」が 981 校(岩手 112 校・宮城 169 校・福島 700 校、福島の朝鮮学校 1 校を含めない)あることを明らかにしてきたことをふまえ、これに、本研究が明らかにした首都圏における「原発被災校 A」の総数(2014 年度 1241 校)を合算して、日本における「原発被災校 A」の全体についても改めて整理を進めた(2014 年度 2,222 校、同在籍児童生徒 686,344 人)。

首都圏の「原発被災校」の課題については、チェルノブイリ法の下にあるウクライナでは、「移住権利ゾーン（第3ゾーン）」（年1ミリシーベルト以上）において国が移住の権利を認めているだけでなく、それより線量の低い地域の学校でも子どもが原発事故の被害の事実を認識して自分で放射線から身を守るような教育が行われていることや、日本の首都圏の自治体においても子どもを対象とした公費による甲状腺エコー検査が着手され、原発事故による被害を人々が直視する動きが始まっていることをふまえて（栃木県塩谷町では2016年度より）さらに、首都圏の「原発被災校A」において教職員が作成した教育実践記録の収集を行ったことによる知見をふまえて、原発事故の被害と対策について児童生徒の認識を深める授業に着手することが、首都圏の「原発被災校」における重要な課題の1つであることを明らかにした。

以上の研究実績については、講演会（7月25日・11月14日・12月5日・1月30日）を開催して広く教育界への公表にも努めた。

<参考文献・資料>

- ・文部科学省「東日本大震災による被害情報について（第208報）」2012年9月14日
- ・青木栄一編『大震災に学ぶ社会科学 第6巻 復旧・復興へ向かう地域と学校』東洋経済新報社、2015年
- ・国民教育文化総合研究所「東日本大震災・原発災害と学校」研究委員会編『「東日本大震災・原発災害と学校」研究委員会報告書（本編・資料編）』国民教育文化総合研究所、2016年3月（プロジェクトチーム：大森直樹・大橋保明・平山瑠子・一木玲子・神田英幸・山口幸夫）
- ・具永泰・大森直樹編『原発災害下の福島朝鮮学校の記録 - 子どもたちとの県外避難204日』明石書店、2014年

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 大橋保明 大森直樹	4. 巻 第3号
2. 論文標題 「3・11後」の茨城の学校	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋外国語大学論集	6. 最初と最後の頁 293～317
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大橋保明 大森直樹	4. 巻 第4号
2. 論文標題 「3・11」後の千葉の学校	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 名古屋外国語大学論集	6. 最初と最後の頁 253～257
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大橋保明 大森直樹	4. 巻 第5号
2. 論文標題 「3・11」後の栃木の学校	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 名古屋外国語大学論集	6. 最初と最後の頁 447～469
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大橋保明・大森直樹	4. 巻 第6号
2. 論文標題 「3・11」後の埼玉の学校	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 名古屋外国語大学論集	6. 最初と最後の頁 189～206
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大橋保明
2. 発表標題 首都圏の学校における原発事故の影響と課題～茨城県における「原発被災校A」の特定～
3. 学会等名 公教育計画学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大森直樹 大橋保明
2. 発表標題 首都圏の学校における原発事故の影響と課題
3. 学会等名 日本教育学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大森直樹 諏訪清二 中森慶
2. 発表標題 原発事故と東北地方太平洋沖地震により避難した子どもたち～文部科学省と兵庫教育文化研究所の調査をふまえて～
3. 学会等名 公教育計画学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大森直樹 大橋保明
2. 発表標題 3・11後の教育実践～日教組教育研究全国集会レポートの分析から～
3. 学会等名 日本教育学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 東京学芸大学教育実践研究支援センター（監修：大森直樹）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 東京学芸大学教育実践研究支援センター	5. 総ページ数 47
3. 書名 3・11後の子育てと学校-松戸市と我孫子市における市民と自治体の取り組みから	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	大橋 保明 (OHASHI Yasuaki) (30387667)	名古屋外国語大学・外国語学部・准教授 (33925)	